

○岩手県警察スクールサポーター運用要綱について

(平成22年3月16日岩少第86号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 査 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成22年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、岩手県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（平成19年3月16日付け岩少第122号）は、廃止する。

岩手県警察スクールサポーター運用要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2 スクールサポーターの任用、給与、勤務条件及び身分の取扱については、岩手県警察非常勤職員人事事務取扱要領（昭和49年11月20日付け岩警発第640号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(責務)

第3 スクールサポーターは、学校と警察との実質的な連携の担い手として、中学校を主たる対象として、児童生徒の問題行動への対応、非行・被害防止教育の推進及び地域住民への安全情報の提供等を行い、もって少年の非行防止・健全育成に資することを責務とする。

2 スクールサポーターは、前項の責務を遂行するため、常に、人格識見の向上並びに職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めるものとする。

(任命)

第4 スクールサポーターは、少年警察活動について知識及び経験を有し、かつ次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警察本部長が任命する。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有していること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
- (3) 健康で活力があること。

(活動拠点等)

第5 スクールサポーターは、警察本部少年課（以下「少年課」という。）又は警察本部長が指定する警察署（以下「指定警察署」という。）を拠点として活動するものとする。

2 活動範囲は、原則として各教育事務所の管轄区域内とし、警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）が各スクールサポーターの担当区域を指定するものとする。

3 少年課長は、必要があると認めるときは、スクールサポーターに担当区域以外の場所において、職務を行わせることができる。

(職務内容)

第6 スクールサポーターは、少年課長及び指定警察署の署長（以下「指定警察署長」という。）の指揮の下、次の各号に掲げる職務を行うものとし、職務の詳細は別表スクールサポーターの具体的任務のとおりとする。

- (1) 少年の非行防止及び立ち直り支援等
- (2) 学校等における生徒の安全確保対策
- (3) 非行・犯罪被害防止教室の開催及び支援等
- (4) 地域安全情報等の把握及び提供
- (5) その他少年課長又は指定警察署長が命じた事項

(活動上の留意事項等)

第7 スクールサポーターは、その職務を行うに当たっては、少年課長及び指定警察署長の指揮監督を受けるものとする。

- 2 スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、活動場所を管轄する警察署の少年係、少年補導職員等と合同で街頭補導、学校訪問活動等を行うなど、緊密な連携を保つものとする。
- 3 スクールサポーターは、前項の活動も含め、月1回以上担当区域内の警察署を訪問し、情報交換等を行うものとする。
- 4 スクールサポーターは、担当区域内の中学校を年2回以上訪問し、情報交換等を行うなど学校関係者と連携を密にし、常に相互の信頼確保に努めるものとする。ただし、学校の運営に支障を及ぼすことのないように配慮すること。
- 5 スクールサポーターは、警察署を通じて地域住民、防犯ボランティア等と連携を図ると共に、児童・生徒の安全確保に必要な情報の交換を行うなど、地域と一体となった活動を推進すること。

(遵守事項)

第8 スクールサポーターは、その職務を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
- (3) 特別な権限が付与されているものではないことを十分認識し、第6に規定する職務の範囲を逸脱しないよう慎重かつ適切に行うこと。
- (4) その地位を政党又は政治目的のために利用しないこと。

(指導教養)

第9 少年課長及び指定警察署長は、当該スクールサポーターに対し、その職務に関し必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

(スクールサポーターの派遣対象となる中学校)

第10 スクールサポーターの派遣対象は、校内暴力の発生、校内非行グループを形成する生徒等による授業妨害、不良行為等による学校現場の混乱、生徒と暴走族等地域非行集団との交友による非行の拡大等非行化が著しいと認められる中学校とする。

(スクールサポーターの学校への派遣等)

第11 スクールサポーターの派遣は、学校の要請に基づくものとする。

- 2 少年課長及び警察署長は、学校からスクールサポーターの継続的派遣要請に関する相談を受けたときは、問題の種別・内容、学校の意向等を確認するなど必要な措置を講じ、両者で協議した上で、派遣を決定するものとする。
- 3 スクールサポーターは、少年課長及び警察署長の指示を受け、当該学校の関係者と事前に十分協議し、学校関係者の理解と協力の下に、非行防止対策等を進めるものとする。
- 4 スクールサポーターの派遣期間は、概ね1ヶ月とする。ただし、派遣期間の延長を必要とする場合は、少年課長と警察署長が延長の可否、期間等について協議し、決定するものとする。

(受傷事故防止)

第12 少年課長及び警察署長は、スクールサポーターに対象少年等に対する面接や家庭訪問による指導、助言を行わせる場合で、危害を受けるおそれがあるときは、接触する場所、時間及び活動内容等を勘案し、複数による対応等受傷事故防止のための措置をとるものとする。

(スクールサポーター手帳)

- 第13 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、スクールサポーターに別図に定めるスクールサポーター手帳（以下「手帳」という。）を貸与するものとする。
- 2 スクールサポーターは、その職務を行うに当たっては、手帳を携帯し、必要があると認めるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 スクールサポーターは、手帳を亡失し、又は破損したときは、速やかに少年課長を経由して警務課長に報告しなければならない。
 - 4 スクールサポーターは、失職し、退職し、又は休職を命ぜられた場合には、手帳を速やかに少年課長を経由して警務課長に返納しなければならない。

(報告)

第14 スクールサポーターは、次の事項を少年課長及び指定警察署長に対して報告するものとする。

- (1) 翌月の活動計画をスクールサポーター月間活動計画に記載して、毎月25日までに報告すること。
 - (2) 各月の活動結果をスクールサポーター活動月報に記載し、翌月5日までに報告すること。
 - (3) その他、特異な事項及び活動好事例等について、その都度、報告すること。
- 2 スクールサポーターは、当日の活動内容等をスクールサポーター勤務日誌に記載し、サポートセンター所長又は指定警察署の生活安全課長に提出すること。
 - 3 第1項(1)のスクールサポーター月間活動計画、同項(2)のスクールサポーター活動月報及び前項のスクールサポーター勤務日誌の様式については、別に定める。

(補則)

第15 補則

この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

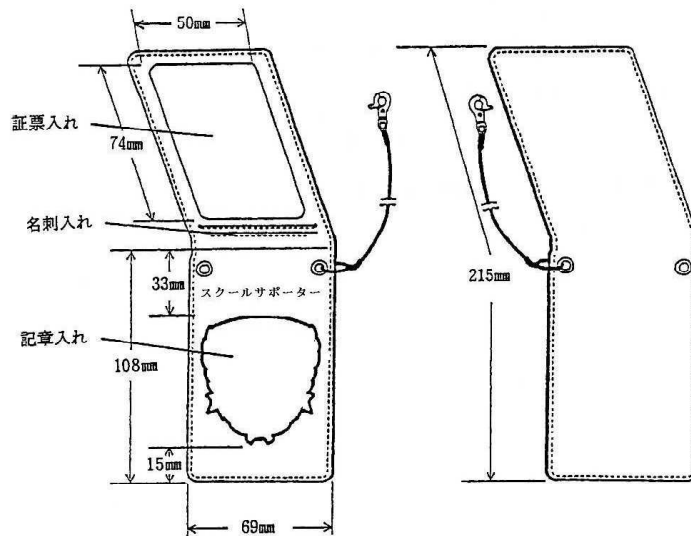
スクールサポーターの具体的任務

<p>少年の非行防止及び立ち直り支援等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校への訪問活動による少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する指導、助言及び生徒指導担当教諭等との連携 2 県教育事務所及び市町村教育委員会との情報交換と連携 3 学校周辺における少年のたまり場への管理者対策、不健全図書類等の撤去等による有害環境の浄化活動 4 少年補導職員、少年警察ボランティア及び警察官と連携した街頭補導活動
<p>学校等における生徒の安全確保対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審者の侵入防止に配慮した学校施設や対応要領等の点検 2 教職員、スクールガード、スクールガード・リーダー及び防犯ボランティア団体等と連携した学校内及び通学路等における合同パトロール 3 学校又は地域が行う通学路等の地域安全マップ作成の支援
<p>非行・犯罪被害防止教室の開催及び支援等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校及び地域において行う非行・犯罪被害防止教室や薬物乱用防止教室の開催、指導及び支援 2 学校への不審者侵入等に対する防犯訓練の指導及び助言 3 少年非行防止に関する資料の作成及び広報活動の実施 4 前各号に関する講話依頼への対応
<p>地域安全情報等の把握及び提供</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察が行う学校、PTA、防犯ボランティア、地域住民等との地域安全情報の共有化のためのネットワーク構築の支援 2 学校周辺における不審者情報等の把握とその提供 3 非行等問題行動に関する情報の把握及び学校警察連絡協議会等への提供
<p>その他少年課長または指定警察署長が命じた事項</p>	<p>上記の活動に関連した少年相談、家庭訪問、被害少年等の支援、関係機関・団体と連携した活動</p>

別図（第10関係）

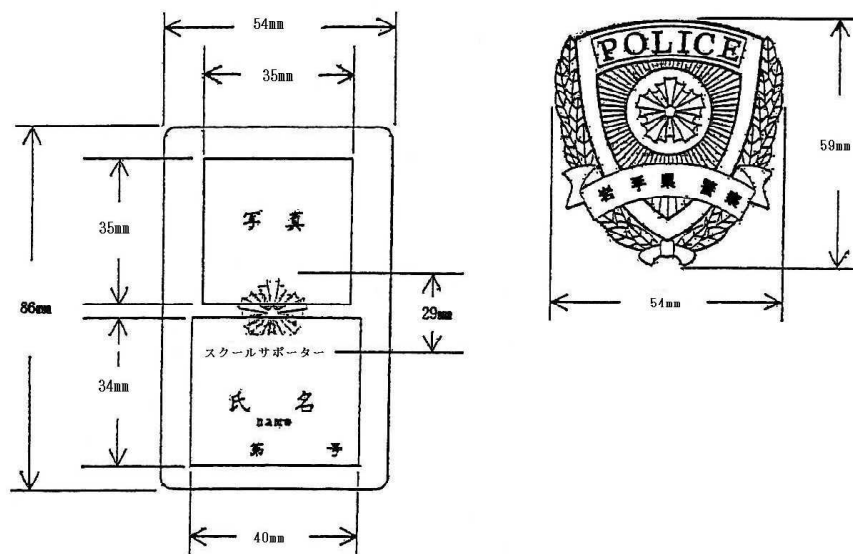
スクールサポーター手帳

本 体



証 票

記 章



備考

- 1 本体は、チョコレート色革製2つ折りとし、黒色のひもを付け、「スクールサポーター」の文字を金色で表示する。
- 2 証票入れは、無色透明のプラスチック製とし、証票に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 証票は、プラスチック製とし、写真を印刷し、又は貼り付け、ホログラムにより日章を表示する。
- 4 記章は、金属製とし、光線部分を金色、「岩手県警察」及び「POLICE」の文字を黒色、その他の部分を金色で表示する。